

弁護士情報提供制度に関する規則（規則第百十九号）中一部改正

弁護士情報提供制度に関する規則（規則第百十九号）の一部を次のように改正する。

第五条第一項中「準会員規則」を「会規第四十四号。準会員規則（規則第十一号）」に、「第二十条第二項が」を「（規則第二十六号）第二十条第二項において」に、「以下」を「会規第四十五号）（以下）」に改め、同条第二項中「当該弁護士」を「当該会員等」に改める。

第十三条を次のように改める。

（提供の終了）

第十三条 本会は、登録会員に、次の各号に掲げる事由が生じたときは、本制度に関して本会が保有するその者の弁護士情報を全て抹消し、本制度によるその者の情報の提供を終了する。

- 一 弁護士にあつては、弁護士法（昭和二十四年法律第二百五号）第十条の規定により登録換えの請求をして登録換えがなされ、又は同法第十七条の規定により弁護士名簿の登録を取り消されたとき。
- 二 外国法事務弁護士にあつては、外国弁護士による法律事務の取扱い等に関する法律（昭和六十一年法律第六十六号）第二十九条の規定により登録換えの請求をして登録換えがなされ、又は同法第三十一条第一項若しくは第二項の規定により外国法事務弁護士名簿の登録を取り消されたとき。
- 三 特別会員にあつては、特別会員規則第十条の規定により沖縄弁護士名簿の登録を取り消されたとき。

附 則

第五条及び第十三条の改正規定は、令和四年十一月十六日から施行する。